

日本製紙連合会 競争法コンプライアンス規程

第1章 総則

第1条（目的）

日本製紙連合会（以下、連合会という）は、連合会の活動が「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（関連法令を含む。以下、独占禁止法という）及び独占禁止法と同様の外国法令（以下、合わせて競争法という）に抵触しないように努め、競争法上の疑義を惹起されることなく、我が国の紙、板紙、パルプ製造業における競争の促進に寄与することにより連合会の目的である我が国のこれら事業の健全なる発展を図るため、本規程を定める。

第2条（連合会の活動における競争法コンプライアンス）

- 1 連合会は、その活動において、競争法に違反し若しくは違反するおそれのある行動をしてはならない。
- 2 前項に関し、連合会の会員、理事並びに事務局役職員（理事長・副理事長・常務理事を含む。以下同じ）は、連合会の活動において、競争法に違反し若しくは違反するおそれのある行為をしてはならない。
- 3 前2項にいう「競争法に違反し若しくは違反するおそれのある行動・行為」とは、独占禁止法8条に定める次の行為とする。
 - ①一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。
 - ②不当な取引制限又は不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をすること。
 - ③紙、板紙、パルプ製造の一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること。
 - ④会員の機能又は活動を不当に制限すること。
 - ⑤会員に不公正な取引方法に該当する行為をさせること。
- 4 第1項及び第2項の規定を遵守するため、連合会並びに会員が次に定める行動・行為（例示であってこれに限らない）をすることを禁止する。
 - ①価格について、規制・制限する行為並びにそれにかかわる行動
 - ②生産数量・供給数量等について、規制・制限する行為並びにそれにかかわる行動

- ③顧客の範囲・販売地域等について、規制・制限する行為並びにそれにかかわる行動
- ④生産設備・生産技術、その他の設備・技術について、技術開発並びにその採否、設備等の新・増設、廃棄、稼働等を規制・制限する行為並びにそれにかかわる行動
- ⑤不公正な取引方法について共同の取引拒絶、その他の取引拒絶、取引条件等の差別的取扱い、事業者 団体における差別的取扱い、排他条件付き取引、再販売価格の拘束、拘束条件付き取引、優越的地位の濫用、競争者に対する取引妨害等独占禁止法2条9項、一般指定に規定するものに該当する行為並びにそれにかかわる行動。
- ⑥その他、競争法に抵触するおそれのある行動・行為。

第3条（競争法コンプライアンスの担当部署）

- 1 競争法コンプライアンスに関する連合会の業務は、理事長が統括し、事務局の総務・広報部が所管する（以下、競争法所管部署という）。
- 2 競争法所管部署は、連合会の活動に関する競争法上の問題・疑義等の対外的対応窓口業務を行い、また連合会内部において生じた競争法上の疑義について相談を受けるものとする。
- 3 事務局役職員は、その担当する業務について、常に本規程に基づく競争法上のコンプライアンスの遵守に努め、連合会の活動が競争法上のコンプライアンスに添うよう努めるものとする。

第4条（本規程の改廃）

本規程の制定・変更・廃止は、理事会の決議による。

第2章 連合会の活動に関するコンプライアンス

第1節 連合会における会議の運営

第5条（会議の運営）

- 1 連合会における総会、理事会、委員会等連合会の会則に基づく会議並びに研修会その他連合会が運営あるいは主催する協議機関等の会議（以下、合わせて会議という）において、当該会議の関係者は本規程2条に違反する行動をしてはならない。

- 2 会議において事務局役職員は、事前に、会議の関係者から会議資料等の提出を受け、会議資料等に基づいて、当該会議の議題・目的等を確認して、本規程2条に違反するおそれのないことを確認する。

第6条（会議の運営に関する事務局の役割）

- 1 事務局役職員は、開催される会議に必ず出席し、会議の話題等が「競争法コンプライアンスに違反するおそれ」があると判断したときは、その旨を表明して適切な議事の運営をするよう注意を喚起するものとする。
- 2 会議終了後、事務局役職員は、会議室から全員が退出したことを確認してから退出するものとする。

第7条（会議の進行）

- 1 会議においては、会員の役職員が議事進行を司る議長を務めるものとする。
- 2 会議の進行中、「競争法コンプライアンスに違反するおそれ」があると認められる議事、発言等があったときは、議長又は会議出席者はその旨を指摘して議事・発言の中止を求め、若しくは議長に対して適切に議事を運営するように促すことができるものとする。
- 3 前条1項及び前項にいう「適切な議事の運営」には、議事の中断・中止のほか、当該会議の閉会を含むものとする。

第8条（議事録の作成・確認・管理）

- 1 会議に出席した事務局役職員は、会議の終了後遅滞なく議事録を作成して議長の承認を得るものとし、次回の当該会議において出席者の確認を得るものとする。
- 2 会議の議事録は、事務局における当該会議の主管部署が保管・管理し、保存期間は原則として5年間とする。
- 3 議事録の記載は、議題ごとに議事の要領を記載するものとし、必要に応じて詳細に記載することを妨げない。但し、競争法コンプライアンスにかかる議事の経過については、その要点を明確且つ具体的に記載するとともに、競争法所管部署に報告しなければならない。

第9条（懇親会）

- 1 連合会が会員相互の懇親を目的として懇親会を開催する場合、事務局役職員が必ず出席するものとする。
- 2 懇親会において、競争法上問題となるおそれのある事項が話題となったときは、出席者及び出席した事務局役職員は、発言者等に対して発言の中止・話題の転換を求めるものとする。発言者その他の出席者がその求めに応じない場合、当該懇親会の開催責任者（事務局を含む）は懇親会を終了させ、競争法所管部署に報告するとともに記録を残すものとする。

第2節 連合会における統計業務

第10条（統計情報の収集・集計・管理・提供等）

- 1 連合会は、我が国の紙、板紙、パルプ製造業の動向を統計的に把握し社会及び会員に周知することにより、製紙産業における競争の促進に寄与し、その健全なる発展を図ることを目的とし、会員の事業に係る統計情報の収集、集計、管理、提供業務（以下、統計業務という）を行う。
- 2 連合会が統計業務を行う場合は、事務局所管部署の管理職以上が責任者として関与しなければならない。
- 3 連合会は、統計業務を行うにあたって、関係事業分野の競争を制限し若しくは阻害することのないように、配慮しなければならない。
- 4 事務局役職員は、統計業務を行うために会員から提供されたデータは、その濫用により前項に規定した競争制限・競争阻害の可能性があること、並びに会員各社の事業上の秘密に係るものであることを認識し、第三者への漏洩がないように努めるとともに、会員から提供されたデータの取り扱いについては、情報が外部に流出しないよう、厳重な管理を行わなければならない。但し、事務局役職員は、外部の団体から、競争法に抵触しない目的で利用するために、会員から提供されたデータの提供を要請された場合には、データを提供した会員の同意及び連合会の理事会の承認を得た場合には、外部の団体に当該データを提供することができる。

- 5 連合会は、収集から比較的短期間で提供する情報については、概括的かつ具体的な個社情報の特定及び抽出ができなくなる程度に集合化した情報のみを提供する。
- 6 連合会は、会員の個社情報を含む情報については、競争法上適切な一定期間経過した過去の集合化した情報のみ提供することができるものとし、現在又は将来の情報は提供しないものとする。但し、会員が一般に公開した情報で容易に収集できるものについては、この限りではない。なお、本項及び前項の具体的な運用については、別途事務局が定める「統計業務に関する運用指針」に従うものとする。
- 7 政府機関から個社情報を含む情報の提供要請があった場合は、連合会は、その指示に従い提供することができるものとする。
- 8 競争法所管部署は、必要に応じ、連合会が行う統計業務全般について監査し、1項の観点から所要の修正を求めることができるものとする。

第3節 連合会による規格・認証・認定

第11条（連合会による規格・認証・認定等の自主規制）

連合会は、会員が取り扱う製品に関する自主規格、自主認証、自主認定等の活動を行うときは、特定の事業者（会員とは限らない）に対して競争法上問題となりうる内容の規格、認証、認定等を行わないものとする。

第12条（規格・認証・認定の手続）

連合会は、自主規格、自主認証、自主認定等の活動を行うときは、規格、認証、認定等の利用について、一定の手続きの下に会員並びに会員以外の事業者これを許容するものとする。

第4節 連合会のその他の活動における競争法コンプライアンス

第13条（連合会のその他の活動における競争法コンプライアンス）

- 1 連合会は、前3節に定める活動以外の活動においても、2条に定める競争法コンプライアンスを遵守して競争法に抵触することのないように努めるものとする。

- 2 理事長は、連合会の活動に関して重大な競争法コンプライアンス違反の疑いがあると認めるときは、理事会に報告して集中的な調査を行い、その結果並びに対応策を理事会に報告するものとする。
- 3 理事会は、連合会の活動に関して重大な競争法コンプライアンス違反の疑いを認識したときは、理事長に対して調査と対応策の報告をするように指示するものとする。

第3章 連合会の競争法コンプライアンス体制の強化

第14条（事務局役職員の教育・研修）

連合会は、以下の点を認識し、事務局役職員に対して競争法コンプライアンスに関する研修を必要に応じ実施し、各人の知識向上に努める。

- ①連合会の活動は、競合会社が接触する機会を提供することが多く、競争法上のリスクを常に有していること。
- ②事務局役職員は、連合会の事業活動が競争法に抵触しないようコンプライアンス意識を高く持ち、一會員の個別具体的行為について適法性の観点から意見を表すべき立場たることを期待されていること。

【制定・改正経緯】

2019年4月22日 制定

2019年6月1日 施行